

豊中市個別ケース支援調整会議設置要綱

第1条 趣 旨

この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条に規定する支援調整会議として設置する豊中市個別ケース支援調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 設 置

会議は、法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために設置する。

第3条 所掌事務

会議は、個別の支援対象女性や同伴児童等（以下「支援対象者」という。）の状況把握の確認、支援方針の確立及び担当者の役割分担及び検討課題、その他必要な事項について協議する。

第4条 構成員

会議は、別表に掲げる機関のうち、支援対象者に関わりのある機関をもって構成する。

第5条 会 議

- (1) 会長は、市民協働部人権政策課長をもって充てる。
- (2) 会議は、必要に応じて適宜開催する。会長は、必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- (3) 会議の事務局は、市民協働部人権政策課に置く。

第6条 庶 務

会議の庶務は、市民協働部人権政策課が行う。

第7条 守秘義務

会議の構成員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8条 その他

この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別途定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

市民協働部人権政策課
支援に関わる担当課
教育委員会・学校
配偶者暴力相談支援センター
地方公共団体の女性支援担当部局及び女性相談支援員
地方公共団体の福祉事務所等支援関連部局
その他支援に関連する機関